

写

令和 7 年 9 月 10 日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 臼木智昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 19 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県非鉄金属製錬・精製業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

令和 7 年 9 月 10 日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 白木智昭

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用
装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電
子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必
要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 19 日付けをもって最低賃金法第 21
条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県電子部品・デバイ
ス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・
音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業に係る最低賃金の
改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決
定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

令和 7 年 9 月 10 日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 臼木智昭

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 19 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。



令和 7 年 9 月 10 日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 臼木 智 昭

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 19 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。